

役員等報酬施行細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人下呂福祉会の役員、評議員及び評議員選任解任委員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本細則でいう役員とは、定款で定める、理事及び監事をいう。

2 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする常勤理事をいう。

3 本細則でいう役員等とは、評議員、評議員選任解任委員、第三者委員、顧問をいう。

4 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

5 費用とは、職務遂行に伴い発生する費用、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。

6 報酬及び費用弁償は明確に区分されるものとする。

(役員、役員等の報酬等)

第3条 理事長及び役員の報酬は、別表1により支払うことができる。ただし、常勤理事を設置する場合は別表4を加算する。

2 役員等の報酬は、別表2及び別表3により支払うことができる。

3 役員及び役員等は、法人の運営に関する調査費等の実費用を支給することができる。ただし、理事が常勤役員及び職員である場合は、これを支給しない。

4 法人の行事や会議(市内)については、交通費等を支給しない。

5 常勤役員には、通勤に要する費用弁償は、交通費等として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。

(職員兼務理事)

第4条 職員兼務理事は、勤務時間外で施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この細則を適用することができる。ただし、前条第1項に定める報酬は支払うことができない。

(出張等費用)

第5条 役員及び役員等が、法人業務のため出張(市外)する場合は、法人旅費規程により旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費用を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(役員の職務証跡)

第6条 常勤役員は、法人職務証跡資料として、出勤簿(職務証跡)の作成に協力するも

のとする。

(改正)

第7条 本細則の改正は、評議員会の決議によって行う。

(公表)

第8条 この法人は、この細則をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第9条 この細則の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

第1条 この細則の第2条及び第3条に規定する評議員選任解任委員は、平成28年12月3日より適用する。

第2条 この細則の第3条及び第5条から第7条に規定する理事及び、第2条及び第3条に規定する監事は、平成29年度新理事及び新監事就任日から適用する。

2 評議員選任解任委員兼務監事は、評議員選任解任委員業務においては、附則第1条を適用する。また、監事業務においては、同条第1項を適用する。

第3条 この細則に規定する評議員及び苦情対応第三者委員は、平成29年4月1日から適用する。

第4条 この細則は、平成28年12月3日より施行する。

附 則

この細則は、平成29年6月13日評議員会において変更し、平成29年6月13日より施行する。

この細則は、平成31年3月22日評議員会において変更し、平成31年4月1日より施行する。

定款細則第2号

別表1

役員	金額	備考
理事長	月額 70,000 円	
業務執行理事	月額 30,000 円	
理事、監事	月額 10,000 円	

別表2

役員	金額	備考
評議員	年額 24,000 円	
評議員選任解任委員	年額 12,000 円	監事の委員は左金額を加算する。

別表3

役員	金額	備考
第三者委員	日額 6,000 円	
顧問		

別表4

改正後		備考
常勤理事	月額 250,000 円	

常勤理事は、別表1の役職報酬とは別に支給する。また、通勤及び期末手当以外の手当て及び賞与は支給しない。